加監公表第13号 平成26年12月11日

加古川市監査委員 中西 一人 加古川市監査委員 大塚 隆史 加古川市監査委員 森田 俊和 加古川市監査委員 木谷 万里

監 査 公 表

地方自治法第242条第1項の規定により下記の請求人から提出された加古川市職員措置請求(平成26年10月14日付受理)について、同条第4項の規定に基づき監査を実施した結果を次のとおり公表します。

記

請求人

(氏名省略)

1 請求の受理

本件職員措置請求について、平成26年10月23日に監査委員において協議し、所要の法定要件を具備していると認め、平成26年10月14日付でこれを受理することに決定した。

2 請求の要旨

加古川市職員措置請求の要旨は次のとおりである。

(1) 加古川市(以下「市」という。)から加古川再開発ビル株式会社(以下「再開発ビル」という。)へ、平成25年10月から平成26年9月までに加古川駅北自動車整理場管理業務委託料として8,705,980円、加古川駅南広場施設管理業務委託料として10,172,771円が支払われている。再開発ビルは一次下請けに丸投げし、この一次下請けが二次下請けに丸投げしている構図である。また平成24年度の病院統合事業を巡る汚職事件でも断罪された随意契約を行い、不当な支出をしている。

したがって、加古川市長(以下「市長」という)が、樽本前市長に随意契約によって 生じた不当な支出を返還させることを求める。

(2) 市から再開発ビルへ平成25年10月から平成26年9月まで加古川駅前立体駐車場ビル賃貸料として7,951,716円が支払われている。この賃貸は加古川市観光課が加古川観光協会として使用しているが、市民も訪れることはなく市役所内で十分仕事が出来ると職員自身が認めている。不必要な支出である。

したがって、市が再開発ビルに支払った家賃が不当な支出である為、市長が、樽本前市長に市が被った損害額を返還させることを求める。

3 監査の実施

加古川市職員措置請求書、提出された事実を証する書面を基に検討し、平成26年 11月7日に請求人の陳述並びに関係する地域振興部商工労政課及び観光課、都市計画 部市街地整備課並びに建設部土木総務課の各職員の関係人事情聴取を行い、監査を行っ た。

4 監査を実施した監査委員

加古川市監査委員 中西一人

加古川市監査委員 大塚隆史

加古川市監査委員 森 田 俊 和

加古川市監査委員 木 谷 万 里

5 監査の結果

(結 論)

(1) 請求人は、平成25年10月から平成26年9月までに、市から再開発ビルへ支払われた加古川駅北自動車整理場管理業務委託料及び加古川駅南広場施設管理業務委託料について、再開発ビルは再委託をしており、実際に業務をしていないにもかかわらず、市は、再開発ビルへ18,878,751円の不当な支出をしており、その原因となっているのは、随意契約によるものであると主張している。

そこで、請求人が市に損害をもたらしていると主張する市が行った契約が、違法又は不当であるか否かについて検討した結果、違法又は不当であるとはいえず、請求人の主張には理由はないと判断した。

(2)請求人は、加古川市観光課が加古川観光協会として加古川駅前立体駐車場ビルの一部を賃借し、市から再開発ビルへ、平成25年10月から平成26年9月までに7,951,716円支払われているが、市民が訪れている事実はなく、市役所内で十分仕事ができることから、不必要な支出であると主張している。

そこで、請求人が市に損害をもたらしていると主張する観光課(平成25年度までは商工労政課観光振興係)を加古川駅前立体駐車場ビルへ設置したことにより、市が再開発ビルに支出した賃借料が、不当であるか否かについて検討した結果、不当であるとはいえず、請求人の主張には理由はないと判断した。

その理由は次のとおりである。

(理由)

(1)加古川駅南広場施設管理業務委託(以下「駅南委託」という。)及び加古川駅北 自動車整理場管理業務委託(以下「駅北委託」という。)における契約方法が、違法 又は不当であるか否かについて検討する。

普通地方公共団体の契約の締結は、「一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」(地方自治法第234条第1項)とされ、また、随意契約は、「政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」(同条第2項)と規定されている。これを受けて、地方自治法施行令(以下「令」という。)第167条の2第1項第2号には、随意契約によることができる場合として、「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」と規定している。

また、市においては、加古川市財務規則第75条第1項で、入札参加者審査会に「工事又は製造の請負、委託及び物品の買入れに係る次に掲げる事項を審議させる」と規定しており、審議させる事項として同項第3号に「1件の契約予定金額が別に定める金額を超える契約に係る指名競争入札に参加させようとする者又は見積書を徴しようとする者の選定に関すること。」と定められている。そして、平成25年度の事務見直しにより、契約事務の透明性、公平性の確保を図り、チェック体制を強化するため、加古川市入札参加者審査会規則第2条第3号で加古川市財務規則第75条第1項第3号に規定する「別に定める金額」を「委託(工事に係る調査・設計委託を除く。) 1,000万円」と規定し、さらに、契約予定金額が50万円を超える業務委託等の案件については、総務部管財契約課に事前の協議が必要とした。これにより、契約方法、随意契約の場合の根拠及びその理由、指名業者案及びその選定理由など、それぞれ入札参加者審査会及び管財契約課において審査されることになった。

以上のことを踏まえ、市は、駅南委託及び駅北委託(以下「両委託契約」という。)において、令第167条の2第1項第2号に該当するとして、随意契約の方法により契約を締結している。

そこで、駅南委託で再開発ビルと随意契約の方法で締結したことについて調査したところ、加古川駅南広場の管理業務には、広場施設の巡回、エレベータ及びエスカレーターの管理、監視カメラの管理並びにパーキングロックシステムの管理がある。また、加古川駅においては多くの利用者があるため日常の継続的な管理だけでなく、緊急時の対応が重要となっている。そこで、駅南広場に近く、当該広場内の状況を即座

に把握することが可能であり、緊急時でも迅速に利用者への対応を行うことができること、また、監視カメラの録画設備を、駅南広場を見渡せるサンライズ加古川ビル内の一室に接続させていることなどから、再開発ビルに業務委託をしているとのことであった。なお、平成26年度の駅南委託については、管財契約課の協議を経て、平成26年1月30日に実施された入札参加者審査会に付議され、承認を得ている。

次に、駅北委託であるが、再開発ビルと随意契約の方法で締結したことについて調査したところ、加古川駅北自動車整理場の管理業務には、トラブルになった場合を含めた利用者への対応や、機械の障害対応、緊急時における利用者への現地対応などがあり、また、その他に保守メンテナンスや場内の巡回点検業務なども含まれている。

再開発ビルに委託している理由として、緊急時における利用者への対応において、駅北自動車整理場に近く、迅速に利用者への対応を行うことができ、また、加古川駅南広場の管理業務を委託している再開発ビルに委託することで、駅南広場と一体的に管理運営できるとしている。そして、現在、事業施行中の加古川駅北土地区画整理事業の区域内であることから、暫定的な自動車整理場として運営する方針であったため、前年度において管理業務に必要な駐車券発行機などの管理機器を再開発ビルがリースしており、業務委託をしているとのことであった。また、平成26年度の駅北委託についても、管財契約課との事前協議の結果、平成26年3月7日付で承認を得ている。

ところで、市が再開発ビルとの随意契約の根拠とした令第167条の2第1項第2号に規定されている「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」の解釈については、「競争入札の方法によること自体が不可能又は著しく困難とはいえないが、不特定多数の者の参加を求め競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当ではなく、当該契約自体では多少とも価格の有利性を犠牲にする結果になるとしても、普通地方公共団体において当該契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定しその者との間で契約の締結をするという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合も同項1号((注)令改正前であり、現第2号に該当)に掲げる場合に該当するものと解すべきである。」(最高裁昭和62年3月20日判決)

とされており、さらに、同判決はその適用について、「契約の公正及び価格の有利性を図ることを目的として普通地方公共団体の契約締結の方法に制限を加えている前記法及び令の趣旨を勘案し、個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して当該普通地方公共団体の契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるべきものと解するのが相当である。」とされている。

以上の観点から、市が行った両委託契約をみると、加古川駅南広場施設及び加古川駅北自動車整理場の管理業務の相手方として、加古川駅周辺にあるカピル21ビル及びサンライズ加古川ビルの管理運営を行い、また、市の中心市街地活性化の施策の一翼を担う再開発ビルを選定し、随意契約の方法により締結したことは、市において両委託契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定しその者との間で契約の締結をするという方法をとるのが両委託契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては市の利益の増進につながると合理的な裁量判断により決定されたものであることから違法ではないといえる。

また、再開発ビルが再委託していることについては、両委託契約の委託契約書第7条第1項で「受注者は、管理業務の一部を、受注者の責任において第三者に委託することができる。」としており、再委託の届出を必要とはしていない。さらに、請求人は再開発ビルは実際に業務をしていないと主張するが、両委託契約に関する再開発ビルの日常的な業務として、利用者への対応や各業務の総合的な調整のほか、駅南委託では広場施設の点検のための巡回及び監視カメラの維持管理を、駅北委託では清掃等を含む駐車場内の巡回を行っている。これらの業務の連絡調整を直接市の職員が行う場合の負担や、日々のトラブルに即時対応する場合の負担など、総合的な経済性及び迅速性の観点から考慮すると、再開発ビルが駅前の公共施設等を一体的に管理する方法は、それ相応の合理性があり、不当であるとはいえない。

以上のことから、両委託契約は、違法又は不当であるとはいえないと判断した。

(2) 観光課の事務所賃借料としての支出が、不当であるか否かについて検討する。

請求人は、観光課が加古川観光協会として加古川駅前立体駐車場ビルの一部を賃借 し、市から再開発ビルへ支払われた賃借料は、不必要な支出であると主張している。 その理由は、現在の観光課に、市民は全く訪れておらず、したがって市役所本庁舎内 に観光課を設置しても、役割を果たせるとしている。

そこで、本件賃貸借契約について調査したところ、現在の加古川駅前立体駐車場ビルで業務を行うことの効果等については、観光課が所管するJR加古川駅構内に設置されている「まち案内所」及び加古川駅南側のカピル21ビル内に設置されている「市民ギャラリー」との連絡調整について、加古川市役所本庁舎内に観光課があるよりもより迅速かつ円滑な連携を行うことができ、さらに、JR加古川駅は市の玄関口であり、市外から訪れる人や市民などが立ち寄りやすい加古川駅前に位置する加古川駅前立体駐車場ビルに加古川観光協会が設置されており、市の観光課と一体となって事務所を設置することで、官民協働の観光振興を図ることができ、ひいては市民サービスの向上に寄与しているとのことであった。

以上より、「まち案内所」及び「市民ギャラリー」との連携を図る観点からも駅前の加古川駅前立体駐車場ビルに設置することには合理性があり、かつ、市の観光行政を推進する上で、観光課と加古川観光協会の事務所を一体化することには妥当性があるといえる。また、訪問者の多寡のみが設置場所を決定する要素ではないことから、観光課の加古川駅前立体駐車場ビルへの設置を否定するものではなく、不当であるとはいえない。

よって、請求人の主張には理由がないと判断した。

6 監査委員の意見

本件職員措置請求に対する監査結果は、上記のとおりであるが、以下の点について意見を述べる。

両委託契約において、市が委託先の選定理由として、多岐に渡る機器の維持管理等の業務だけでなく、利用者のトラブル等への即時対応などを、再開発ビルに一体的に 委託することは、様々なメリットがあるものと思われる。

しかしながら、市と再開発ビルが締結した委託契約書及び仕様書において、再委託 の場合に届出を必要としていないが、市として再委託等の業務内容を把握する必要が あると考えられるため、委託契約書の見直しを望むものである。